

人事院指令 9 — 7

令和 8 年 4 月 1 日

文化庁長官 伊 藤 学 司 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

平成 1 3 年人事院指令 9 — 2 8 3 (研究職俸給表の適用について)
の一部改正について

- 1 平成 1 3 年人事院指令 9 — 2 8 3 (研究職俸給表の適用について) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9 — 2 (俸給表の適用範囲) 第 1 1 条の規定に基づき、文化庁の企画調整課、 <u>文化資源政策・記念物課、美術学芸課及び建造物課</u> 並びに参事官の下に置かれる職に就いている職員で構成される組織を指定する。	1 人事院規則 9 — 2 (俸給表の適用範囲) 第 1 1 条の規定に基づき、文化庁の企画調整課、 <u>文化資源活用課、文化財第一課及び文化財第二課</u> 並びに参事官の下に置かれる職に就いている職員で構成される組織を指定する。
2 (略)	2 (略)

- 2 この指令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。